

CCUS登録データの共同利用等

1. CCUS登録データの「共同利用」
2. CCUS登録データの「その他のAPI等連携事業者への提供」

【趣旨】

- CCUS登録データの共同利用等については、次の背景により、実施に向けて検討してきた。
- ・API連携認定システム※を活用するCCUS登録事業者やAPI連携事業者から「異なるAPI連携認定システムへそれぞれデータ入力をする二重登録解消」を求める声があったこと ※就業履歴データ登録標準API連携認定システム
 - ・国土交通省の「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」において「CCUS登録情報を労務安全システム側で利用可能とし、データ入力作業や安全書類(各種帳票等)の作成を効率化」及び「改正建設業法に基づくICT指針に、CCUSを活用した現場管理業務の効率化を位置づけ」と示されたこと
 - ・API連携事業者以外の事業者から「CCUSデータを活用したサービスを構築したい」等の声があったこと

1. CCUS登録データの「共同利用」に関する基本方針

CCUS登録データの共同利用については、「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取扱いについて」に基づき以下のとおりとする。

(1) 共同利用の対象者及び利用目的

- ①共同利用の対象者
API連携認定システムの運営事業者及び利用事業者
- ②利用目的(「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取扱いについて(抜粋)」)
 - 技能者が技能や経験に応じた適切な評価を受け、処遇の改善に結びつくよう、技能者、その所属事業者、元請等の事業者が協力して、「技能者基本情報」と「技能者就業履歴情報」を本システムにおいて登録、蓄積及び最新の情報に更新するため
 - CCUSに登録及び蓄積された情報を活用して、より正確かつ効率的に、技能者が入場中、稼働中の現場において元請、上位下請事業者が工事現場の安全衛生の確保、社会保険の加入確認、建設業退職金共済制度における共済証紙の適切な交付ができるようにし、現場の適切な管理と実務の効率化、工事品質の向上につなげるため

1. CCUS登録データの「共同利用」に関する基本方針

(2) 共同利用するデータ項目

技能者基本情報

<CCUSにおける閲覧項目>

- 元請事業者及び上位下請事業者が、現在のCCUSの画面で、下位下請事業者に所属する技能者の「技能者基本情報」のうち閲覧可能な項目は**黄色**、閲覧できない項目は**灰色**
- 技能者本人及び所属事業者は、CCUSの画面で「技能者基本情報」のすべての項目を閲覧可能

①氏名	②通称名	③性別	④生年月日	⑤顔写真	⑥血液型	⑦住所	⑧電話番号自宅・携帯	⑨FAX番号	⑩メールアドレス
⑪緊急連絡先氏名・続柄	⑫緊急連絡先住所	⑬緊急連絡先電話番号	⑭カード送付先住所	⑮カード送付先電話番号	⑯所属事業者名(従たる含む)	⑰雇用年月日	⑱健康保険加入有無/適用除外	⑲健康保険種類	⑳年金保険加入有無/適用除外
㉑年金保険種類	㉒雇用保険加入有無/適用除外	㉓建退共加入状況	㉔建退共被共済者番号	㉕中退共加入有無	㉖労災特別加入有無	㉗労災特別加入保険種類	㉘受診健康診断種類と受診日	㉙職種(大分類)	㉚職種(小分類)
㉛経験年数・職歴	㉜学歴	㉝保有資格	㉞技能ランク(レベル)	㉟研修受講履歴	㊱表彰等	㊲国籍	㊳在留資格コード	㊴在留期間	㊵カード発行回数



<共同利用におけるデータ提供項目>

- 現在のCCUSの画面で閲覧可能な項目(黄色)に加え、第26回運営委員会(2024.8.26)で諮った基本方針及びその後のAPI事業者に対するヒアリングを踏まえ、第27回運営委員会(2024.12.18)において、「㉖労災特別加入有無」「㉗労災特別加入保険種類」「㉟研修受講履歴」「㊱表彰等」「㊲国籍」「㊵カード発行回数」を提供対象とする。

㊵ : 現在はCCUS画面で閲覧できないが、データ提供の対象とする項目

①氏名	②通称名	③性別	④生年月日	⑤顔写真	⑥血液型	⑦住所	⑧電話番号自宅・携帯	⑨FAX番号	⑩メールアドレス
⑪緊急連絡先氏名・続柄	⑫緊急連絡先住所	⑬緊急連絡先電話番号	⑭カード送付先住所	⑮カード送付先電話番号	⑯所属事業者名(従たる含む)	⑰雇用年月日	⑱健康保険加入有無/適用除外	⑲健康保険種類	⑳年金保険加入有無/適用除外
㉑年金保険種類	㉒雇用保険加入有無/適用除外	㉓建退共加入状況	㉔建退共被共済者番号	㉕中退共加入有無	㉖労災特別加入有無	㉗労災特別加入保険種類	㉘受診健康診断種類と受診日	㉙職種(大分類)	㉚職種(小分類)
㉛経験年数・職歴	㉜学歴	㉝保有資格	㉞技能ランク(レベル)	㉟研修受講履歴	㊱表彰等	㊲国籍	㊳在留資格コード	㊴在留期間	㊵カード発行回数

1. CCUS登録データの「共同利用」に関する基本方針

事業者情報 (※考え方は技能者基本情報と同じ)

< CCUSにおける閲覧項目 >

- 元請事業者及び上位下請事業者が、現在のCCUSの画面で、下位下請事業者の「事業者情報」のうち閲覧可能な項目は**黄色**、閲覧できない項目は**灰色**
- 登録事業者は、CCUSの画面で自社の「事業者情報」のすべての項目を閲覧可能

①商号又は名称	②建設業許可の有無	③許可番号	④法人・個人・一人親方区分	⑤法人番号	⑥代表者名	⑦所在地住所	⑧電話番号	⑨資本金
⑩売上高	⑪完成工事高	⑫建設業以外の事業の有無	⑬許可業種	⑭登録責任者名	⑮登録責任者住所	⑯登録責任者部署名	⑰担当者電話番号	⑱担当者FAX番号
⑲担当者メールアドレス	⑳健康保険加入有無/適用除外	㉑健康保険種類	㉒年金保険加入有無/適用除外	㉓年金保険種類	㉔雇用保険加入有無/適用除外	㉕退職金共済加入状況	㉖建退共済契約者番号	㉗中退共加入有無
㉘労災保険特別加入	㉙CI-Netコード	㉚電子証明書の種類と番号	㉛主要取引先	㉜表彰	㉝所属団体			



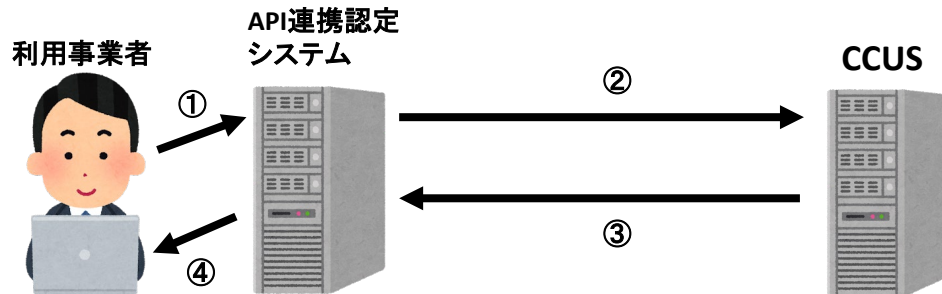
< 共同利用におけるデータ提供項目 >

- 現在のCCUSの画面で閲覧可能な項目 (**黄色**) を共同利用の対象とする。

1. CCUS登録データの「共同利用」に関する基本方針

(3) 共同利用の方法

API連携認定システムの利用事業者が、API連携認定システムを介しCCUSにリクエストし、CCUSがこれに応じて情報を提供



- ①API連携認定システムの利用事業者は、API連携認定システムを介し、CCUSに登録された自社に所属する技能者の「技能者基本情報」及び自社の「事業者情報」のうち求めるデータ項目を提供依頼
- ②API連携認定システムは、CCUSに上記①の提供を依頼
- ③CCUSは、依頼のあった情報をAPI連携認定システムへ提供
- ④API連携認定システムの利用事業者は、提供された情報をAPI連携認定システムで利用

1. CCUS登録データの「共同利用」に関する基本方針

(4) 共同利用の実施に向けた検討結果等

① 共同利用する前提条件

- ・ 共同利用する情報について、API連携認定システムでの閲覧範囲はCCUSにおける閲覧範囲と同等若しくはその範囲内とする。(CCUSでは現場開設中の元請事業者及び上位下請事業者のみ閲覧可能)
- ・ API連携認定契約終了時に、共同利用により提供を受けたデータを削除する。※
※ なお、API連携事業者との現在の契約における規定と同様、「契約終了後も認定審査に合格した契約条件を継続して満たす場合は、共同利用により提供を受けたデータの継続利用を認める」こととする。

② データ提供の頻度

データ提供は、API連携認定システムの利用事業者のリクエストの都度行うことを想定しているが、資格情報の更新などのために頻繁にリクエストを受けることも想定されるため、システムの負荷を鑑みて、データ提供の頻度については、API連携事業者との調整のうえ決定する。

なお、社会保険や資格情報は、審査を経てCCUSに情報登録されるため、最新情報の反映には一定の期間を要する。

③ その他

- ・ 当面、共同利用する情報は、「(2) 共同利用するデータ項目」に掲げる情報とするが、それ以外の情報(「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取扱いについて」の別表で定める個人情報。「技能者就業履歴情報」等を含む。)については引続き検討。
- ・ API連携事業者がCCUSの情報を保存する場合、CCUS由来であることを識別可能とすることにより、CCUS以外の情報と客観的に区別できるようにすことを推奨(上述(4)①の2つ目「API連携認定契約終了時に、共同利用により提供を受けたデータを削除する」ための有効な手段のひとつ。)

1. CCUS登録データの「共同利用」に関する基本方針

(5) 共同利用に係る契約

CCUSとAPI連携事業者は、共同利用を行うにあたっては、締結している既存の契約に加え、「就業履歴データ登録標準API連携共同利用契約書」を締結する。

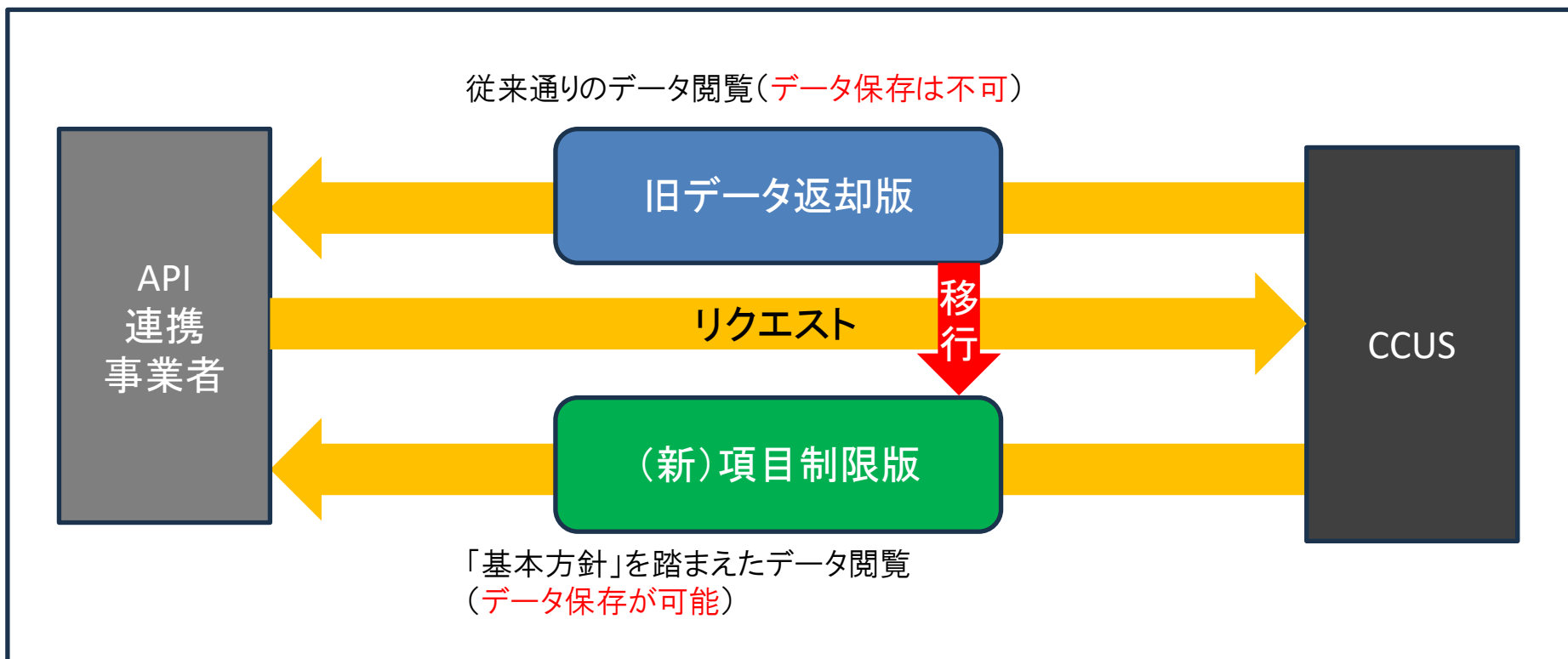
この契約には、上述「(2) 共同利用するデータ項目」、「(3) 共同利用の方法」及び「(4) 共同利用の実施に向けて検討した課題」の「① 共同利用する前提条件」の内容を記載する。

<今後のスケジュール>

国土交通省が作成したICT指針を踏まえ、各API連携事業者の状況を加味しつつ、早期に実現する。
(2025年度第1四半期から順次開始予定)

API連携事業者との間でのCCUSデータの共同利用に当たり、CCUS側で以下のシステム改修等を実施。

- ① 技能者情報閲覧機能、事業者情報閲覧機能について、従来通りのデータ閲覧ができる機能「旧データ返却版」に加え、新たな連携項目として見直した内容のデータが閲覧・保存される機能を「(新)項目制限版」としてリリース(2025年2月)。
- ② 「旧データ返却版」と「(新)項目制限版」は、一定期間並行して利用できるようにする。
- ③ API連携事業者に対しては、1年程度の期間を提示し、「(新)項目制限版」への接続先変更を依頼する。



2. CCUS登録データの「その他のAPI等連携事業者への提供」に関する基本方針

CCUS登録データの「その他のAPI等連携事業者への提供」については、「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取扱いについて」に沿って、本来の利用目的に反しない範囲で行うこととする。

(1) データ提供の対象者及び利用目的

① データ提供対象者

その他のAPI等連携事業者

② 利用目的

【参考】 「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取扱いについて（抜粋）」

- 技能者が技能や経験に応じた適切な評価を受け、処遇の改善に結びつくよう、技能者、その所属事業者、元請等の事業者が協力して、「技能者基本情報」と「技能者就業履歴情報」を本システムにおいて登録、蓄積及び最新の情報に更新するため
- CCUSに登録された情報を活用して、登録ユーザーが優れた技能者及びその所属する事業者を適切に把握及び評価するため。また、技能者の技能評価及び事業者の施工能力評価の仕組みと連携して、技能者の雇用の安定や処遇を改善するため
- CCUSに登録及び蓄積された情報を活用して、より正確かつ効率的に、技能者が入場中、稼働中の現場において元請、上位下請事業者が工事現場の安全衛生の確保、社会保険の加入確認、建設業退職金共済制度における共済証紙の適切な交付ができるようにし、現場の適切な管理と実務の効率化、工事品質の向上につなげるため

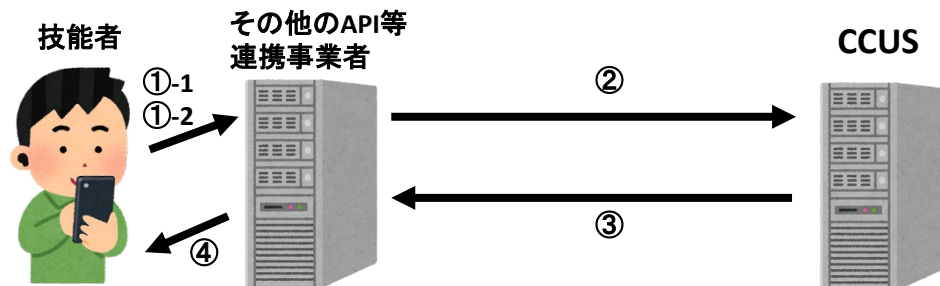
2. CCUS登録データの「その他のAPI等連携事業者への提供」に関する基本方針

(2) 提供するデータ項目

「1. CCUS登録データの「共同利用」に関する基本方針」の「(2) 共同利用するデータ項目」を基本とし、その他のAPI等連携事業者のニーズ等を踏まえ必要最小限の範囲で提供する。

(3) データ提供の方法

その他のAPI等連携事業者のサービスを利用する技能者本人が、当該事業者のシステムを介し、CCUSにリクエストし、CCUSがこれに応じて当該事業者に情報を提供することを基本とする。



- ①-1. その他のAPI等連携事業者のサービスを利用する技能者が、当該事業者のシステム上から、CCUSに登録された本人の「技能者基本情報」を当該システムに提供することを「同意」した上で、
- ①-2. 当該システムを介し、CCUSに登録された本人の「技能者基本情報」のうち求める項目をCCUSに提供依頼
- ② 当該システムは、CCUSに当該情報の提供を依頼
- ③ CCUSは、依頼のあった情報を当該事業者に提供
- ④ 当該システムの利用技能者は、提供された情報を当該システム上で確認し、当該事業者が提供するサービスを利用

2. CCUS登録データの「その他のAPI等連携事業者への提供」に関する基本方針

(4) その他のAPI等連携事業者の選定基準

- ①提供されるサービスは、CCUS本来の利用目的に反しない範囲で行うこと
- ②セキュリティー監査等により一定のセキュリティーレベルが確保されていること
- ③サービスの利用約款等とは別に、CCUS登録データの提供に関して本人の同意を取得すること
- ④情報の利用停止・データの削除等に対応できる仕組みが構築されていること
- ⑤法令に従い提供情報の記録・保存を確実にできる環境が構築されていること
- ⑥民間事業者が講じるサービスについて、その必要性やデータの利用方法等について都度、運営委員会の場で説明を求め、都度判断することとする。

(5) その他のAPI等連携事業者へのデータ提供の実施に向けた検討課題

- ①本人同意の手続きは、その他のAPI等連携事業者(のシステム上)において行うことを想定しているため、確実に本人が同意していることを情報提供元のCCUS側においても確認する必要があり、そのあり方については引続き検討。
- ②当面、提供する情報は、「(2)提供するデータ項目」に記載する情報を基本とし、それ以外の情報(「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取扱いについて」の別表で定める個人情報。「技能者就業履歴情報」等を含む。)については引続き検討
- ③利用料についての検討

(6) 契約の締結

CCUSとその他のAPI等連携事業者は、CCUS登録データの提供に関し、上述「(1)データ提供の対象者及び利用目的」～「(5)その他のAPI等連携事業者へのデータ提供の実施に向けた検討課題」について必要な事項を記載した契約を締結する。

3. CCUS登録データの「その他のAPI等連携事業者への提供」に係る具体的な提供先について

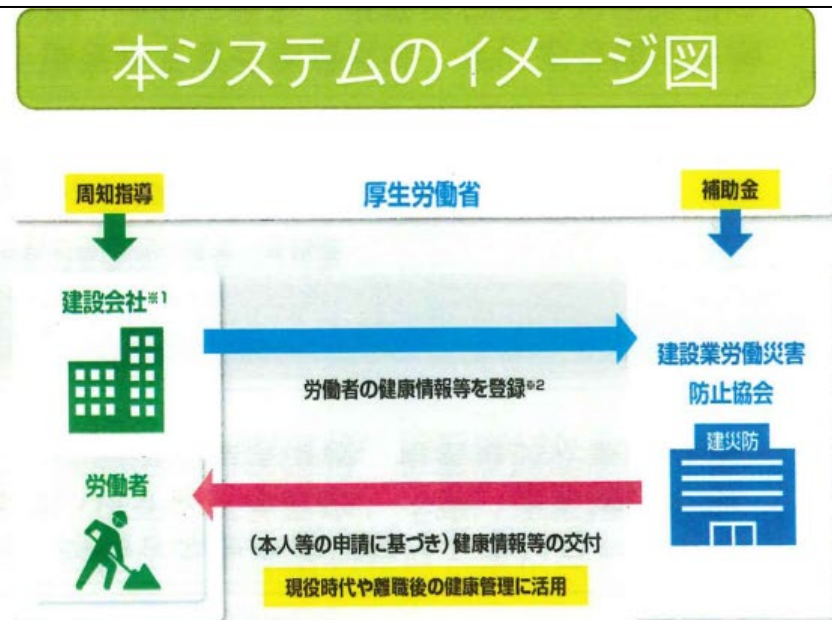
以下のとおり、建設業労働災害防止協会の「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」に提供する。

建災防の「ずい道等建設労働者健康情報管理システム(別紙)」に登録される技能者について、CCUS登録ユーザーの同意を前提に、CCUSの技能者基本情報等を提供する(具体的に提供するデータ項目及び方法は、基金と建災防が調整のうえ決定)。

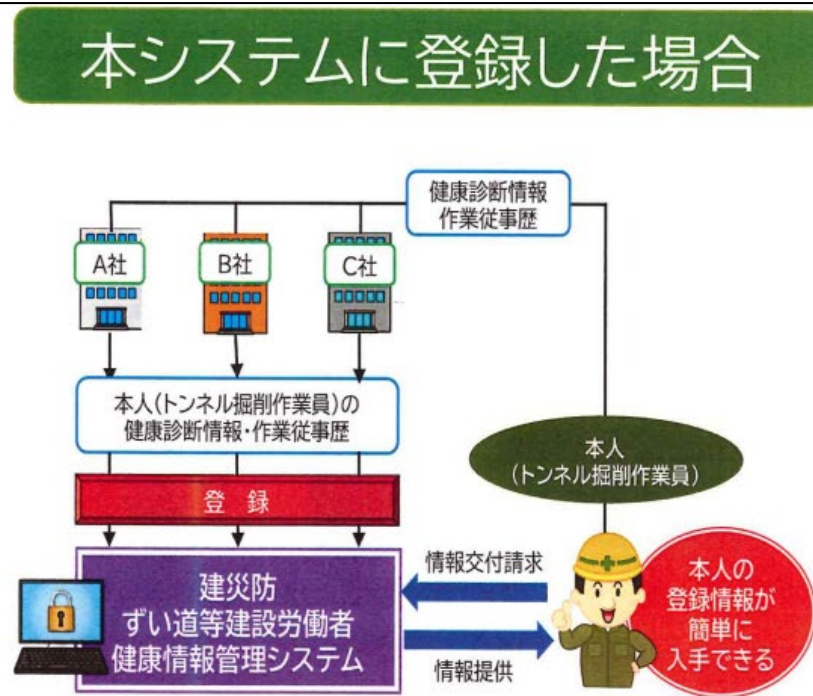
<今後のスケジュール>

まずは、2024年度の運営委員会で同意を得た建災防へのデータ提供について、早期に実現する。
(2025年度第1四半期からの開始を目指す。)

- このシステムは、ずい道等建設労働者の「じん肺健康診断結果」とその「作業履歴」を建災防が一元的に保管し、ずい道等建設労働者本人からの申請によって、登録された健康診断情報等の提供を行うもの



- 「じん肺健康診断情報等」を登録することで、登録情報を一括で入手、確認できる。
- 蓄積された健康診断情報は、再就職の際、労働者自身の健康状態を証明する手段に。



事業場等の情報入力シート

提出時期:労働者の退場時 本人情報入力シート件数: []

※本シートは雇用労働者の所属会社ごとに作成してください。

(*は必須項目)

事業者 (労働者の所属会社) トンネル工学会社(1次下請 または2次下請会社等)	名称*	
	下請次数*	フルタウンで選択
	個人事業主*	個人事業主は「はい」、法人は「いいえ」を選択
	法人番号*	法人の場合は必須
	郵便番号*	- (ハイフン)無しで入力
	所在地*	
	電話番号*	- (ハイフン)無しで入力
	1次下請会社の名称*	
	事業場の名称*	
	事業場の所在地*	
事業場 トンネル工学会社の 工事作業場	工期*	工期開始年月を年/月で入力 工期終了年月を年/月で入力
	異状出水、工法変更、災害・事故 等による1ヶ月以上の作業休止期間	作業休止期間開始年月を年/月で入力 作業休止期間終了年月を年/月で入力 作業休止期間合計月数を入力
	トンネルの貫通*	フルタウンで選択 貫通年月を年/月で入力(「貫通」選択時のみ)
	工事件名*	
	名称* (JVの場合はJV全体の名称)	
	JVの代表会社の名称 (JVの場合のみ記入)	
	法人番号(13桁)* (JVの場合は代表会社のもの)	
元請	所在地* (JVの場合は代表会社のもの)	
	電話番号* (JVの場合は代表会社のもの)	- (ハイフン)無しで入力
	労働保険番号(14桁)* 元請が加入した労働保険番号	- (ハイフン)無しで入力

※トンネル建設工事の場合は元請が加入した労働保険番号、鉱山の場合は事業者が加入した労働保険番号

実施内容	実施の有無
安全衛生教育の実施状況	
特定粉じん作業特別教育*	フルタウンで選択
その他の教育*	フルタウンで選択

※この2つの入力シートは現状の様式

【建災防-様式-ずい道02】本人情報入力シート

対象者:じん肺健康診断を受診したずい道等建設労働者

提出時期:退場時

は入力欄

■本人情報等(*は必須項目)

本人情報	氏名一姓(漢字)*	
	氏名一名(漢字)*	
	氏名一姓(フリガナ)*	カタカナで入力
	氏名一名(フリガナ)*	カタカナで入力
	生年月日*	西暦で年/月/日を入力
	性別*	フルタウンで選択
	郵便番号(現在お住まいの場所)*	- (ハイフン)無しで入力
	住所(現在お住まいの場所)* 建物名・部屋番号含む	
	電話番号(現在お住まいの場所)*	- (ハイフン)無しで入力
	郵便番号(住民票地の郵便番号)*	- (ハイフン)無しで入力
事業場	住所(住民票の住所)* 建物名・部屋番号含む	
	電話番号(住民票地の電話番号)*	- (ハイフン)無しで入力
	キャリアアップシステムのIDNo.	- (ハイフン)無し14桁で入力
	事業者(労働者の所属会社)	名称* 本人の在籍開始年月* 本人の在籍終了年月(在籍中の場合は現在年月を記載)*
事業場	名称*	
	本人の在籍開始年月*	西暦で年/月を入力
	本人の在籍終了年月*	西暦で年/月を入力

■健康診断情報等

じん肺健康診断	1. 当該事業場における最後の健康診断(途中退場の場合は退場直前の健康診断)	
	健康診断実施日* 必須項目	西暦で年/月/日を入力
じん肺健康診断	2. 工期中に管理区分変更となったときの健康診断	
	健康診断実施日	西暦で年/月/日を入力

指導勧奨による特殊健康診断(振動)※1	健康診断実施日* 実施している場合は必須	西暦で年/月/日を入力
指導勧奨による特殊健康診断(騒音)※2	健康診断実施日* 実施している場合は必須	西暦で年/月/日を入力

※1、※2:健康診断を実施するように厚生労働省が選定で示しているものです。
※1は振動工具取扱い業務診断(振動業務健康診断)、※2は騒音作業健康診断などと呼ばれています。

■添付資料

1. 個人情報、健康情報及び作業従事履歴提供同意書* 提出必須	有	-
2. 作業従事履歴等確認書* 提出必須	有	ページ数を入力
3. じん肺健康診断結果証明書(様式第3号)* 提出必須	有無を選択	ページ数を入力
4. エックス線写真* 有所見の場合は提出 (じん肺健康診断の管理区分1→2, 最初から2の場合等)	有無を選択	CD枚数を入力
5. じん肺管理区分等通知書(様式第5号)* 有所見の場合は提出	有無を選択	ページ数を入力
6. 指導勧奨による特殊健康診断結果(振動)* 実施している場合は必須 *指導勧奨による特殊健康診断結果(振動)は当該事業場における最後の診断結果を提出	有無を選択	ページ数を入力
7. 指導勧奨による特殊健康診断結果(騒音)* 実施している場合は必須 *指導勧奨による特殊健康診断結果(騒音)は当該事業場における最後の診断結果を提出	有無を選択	ページ数を入力